

字

意見書第4号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による「再エネ・省エネの本格推進で気候危機打開を求める意見書」を、宮代町議会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年12月8日提出

宮代町議会議長 合川 泰治 様

提出者 宮代町議会議員

賛成者

丸藤洋一

金子正志

小河原正

西村尚久

丸山妙子

山下秋夫

再エネ・省エネの本格推進で気候危機打開を求める意見書

世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、干ばつが大問題になっており、気候危機打開のためCO₂削減は喫緊の課題です。また、日本はエネルギー自給率1割という異常さで、ロシアのウクライナ侵略による天然ガスや原油市場の高騰の影響を強く受けました。今こそ、100%国産の再生可能エネルギーの活用を抜本的に強め、エネルギー自給率を向上させ脱炭素社会の実現をめざす時です。

環境省の調査では、再生可能エネルギーの潜在量は、現在の電力使用量の5～7倍です。ところが、2021年に閣議決定した政府の「エネルギー基本計画」では、2030年度の再生可能エネルギー電源の比率は36～38%です。ドイツやイギリスなどは2030年に向けて再エネ比率を6割～7割をめざしており、日本の立ち遅れは直ちに克服しなくてはなりません。

再エネ・省エネを強力に推進することは、気候危機打開への責任を果たすとともに、国民負担を抑制し、エネルギーの安定供給を図る保障となります。それは、雇用を増やし、地域経済を振興するうえでも、希望あるものとなります。

よって、政府におかれましては、太陽光発電の活用、小水力、風力、バイオマス、地熱発電などの再エネの本格活用と、住宅・建物の断熱化をはじめ、産業、都市・住宅など、あらゆる分野での省エネの推進で気候危機打開と同時に地域経済の振興を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月 8日

埼玉県南埼玉郡宮代町議会議長 合川 泰治

衆議院議長 細田 博之 様
参議院議長 尾辻 秀久 様
内閣総理大臣 岸田 文雄 様
環境大臣 西村 明宏 様
農林水産大臣 野村 哲郎 様
経済産業大臣 西村 康稔 様